

中国史における異民族支配の問題

— 中国東北地域史から見た清朝異民族支配の側面 —

一 旧奉天省の大地主張家の歴史

一九〇五年九月、清朝の大臣を狙った一つの爆弾テロ事件が北京で起こりました。当時、反清運動が激化し、清朝の支配体制が大きく揺らぎ始めるなかで、中国の各界では立憲制度の確立を求める議論が沸き起こっていました。そうした状況のなかで、清朝は五人の憲政考察出洋大臣を欧米に派遣し、各国の立憲制度の内容を調査させようとしたのです。この憲政考察出洋大臣が北京駅を出発しようとした時、呉樾という人物がこの使節の爆殺を図りました。結局、この暗殺計画は失敗し、呉樾は壮烈な自爆を遂げました。当時の「革命派」は呉樾の行為を讃え、同盟会の機関誌であった『民報』の特別号

江 夏 由 樹

『民報臨時増刊 天討』明治四〇年四月)には呉樾の写真、かれの遺書が大きく掲載されています。ちょうど、日本では日露戦後のポーツマス条約の調印に反対する運動で、社会が騒然としていた頃のことです。

この呉樾による清朝大臣暗殺未遂事件には一人の共犯者がいました。その人物こそ、ここでの話の主人公である張榕です。張榕は本名を張煥榕といいます。清朝の時代、かれの実家である張家の人々は漢軍鑲黃旗に属していました。つまり、漢族でありながら、満族の軍事・政治・社会組織である八旗に戸籍を有していたのです。清末から民国期、さらに「満洲国」の時代にかけて、張家は旧奉天省屈指の大地主・名望家として知られていました。旧奉天省、旧奉天市は、それぞれ、現在の遼寧省、

瀋陽市にはほぼあたります。張家は奉天、撫順の近郊をはじめ、奉天省、吉林省の各地に広大な面積の土地を有していました。この張家は奉天地方政界に何人もの実力者を輩出したことでも有名です。例えば、張榕の従兄弟に張煥相という人物がいます。張煥相は日本の陸軍士官学校を卒業した後、張作霖政権の高官、さらに、満洲国の時代には司法大臣等を務めていました。張榕の兄である張煥柏も後に奉天地方政界の黒幕的な存在となっていました。この張煥柏については、後ほど少し触れます。張家はもともと清朝の三陵に所属する官員であったといえます。三陵とは清朝の始祖であるヌルハチ(太祖)の祖先、ヌルハチ(太祖)、ホンタイジ(太宗)を祀る永陵、福陵、昭陵をさします。永陵は現在の撫順市東方の新賓県、福陵と昭陵は奉天の近郊に位置しています。

張榕は若い頃から勉学のために北京に出ていましたが、そのなかで、反清運動に深く関わり、呉樾とも親しくなりました。呉樾が自爆した時、張榕は北京駅の現場から逃走したものの、その後、官憲に捕らえられてしまいました。その後のかれの辿った運命は不思議なものでした。張榕は当然予想された処刑を免れ、天津刑務所に収

監されました。これは、張榕の実家である張家が、清朝の当時の有力者であった宦官の李蓮英に多額の賄賂を贈ったからであると伝えられています。また、奉天の在地的有力者の集団も李蓮英に張榕の助命を請願しました。この李蓮英から西太后への口添えで、張榕は助命されました。この時、李蓮英は西太后に「張榕はわが家(清朝皇室)の息子のような存在であり、年端もいかない者なので、その命を助けたら如何か」と述べたと言います。漢軍旗人の家の生まれであったことを理由に、張榕はその命を助けられたのです。

その後、張榕は天津刑務所を脱獄し、日本に逃亡しました。この張榕の脱獄にも、張家の大掛かりな工作があったと伝えられています。張榕は日本で同盟会の活動に積極的に参加し、辛亥革命の直前、奉天に再び戻りました。かつて清朝大臣の暗殺を図った「英雄」であり、奉天屈指の名望家の息子であった張榕が、奉天における革命運動の指導者として迎えられたことは、決して不思議ではないでしょう。辛亥革命時、他の中国各省と同じように、奉天省でも清朝からの独立を目指す革命運動が展開されていきました。その中核的な組織が同盟会の奉天

支部であり、その指導者の一人が張榕でした。しかし、一九二二年一月、張榕は当時の東三省総督趙爾巽の右腕といわれた張作霖の配下に暗殺されてしまいます。張榕が殺害されたのは、後に奉天地方政界の重鎮といわれた袁金鎧との宴席の帰り道のことでした。辛亥革命後、張榕の姉である張煥桂は趙爾巽、張作霖、袁金鎧などを張榕暗殺の首謀者として北京の法院に訴えました。この時の彼女の訴状は現在も北京の第一歴史檔案館に残されています。そこには、殺された弟を思う張煥桂の気持ちの切々と述べられています。この張煥桂も奉天における同盟会の有力な会員でした。張榕の生涯を追うことは、それ自体、大変興味深いのですが、紙幅の関係から、ここではこれ以上述べることはできません。張榕と張家については、かつて『一橋論叢』に少しまとめたことがあるので、そちらを参照して下さい。

さて、ここでは、上に述べた張榕、並びに、張家の歴史から次の点を指摘したいと思います。第一に、張榕の父である張欽善、叔父である張欽元（張煥相の父）が清朝の三陵に所属する官員であったということです。先程紹介した張家の娘である張煥桂が三陵四品官であった王

書銘の息子（王世祺）と結婚していたことから、この張家が三陵衙門のなかでかなりの地位にあったことが分かります。この四品官は三陵に所属する膨大な土地・財産を管理する大官でした。では、三陵衙門に属した張家の人間は清朝の「官僚」と言えたのでしょうか。ご存知のように、科挙制度のもとで、中国の官僚が官職を世襲するということはありませんでした。しかし、張家や王家の場合を見ると、これらの家は、代々、三陵衙門の官職を世襲していたようです。一体、張家と三陵との関係はどのようなものだったのでしょうか。ここが、一つの論点になりそうです。

第二に、張家は大地主であったとされていますが、ここにも問題があります。清朝の時代、奉天の地には広大な面積の官荘地、旗地などが設けられており、「民地」の面積はそれほど多くありませんでした。張家の有したとされる土地の所在地を見ると、その多くはかつて三陵の附属地が広大に展開していた地域にありました。もし、そうであるとするならば、張家は決してもとからの大地主ではなかった可能性があります。多分、清末から民国期、三陵附属地が解体されていく過程で、張家は

これらの土地を自らのものとすることに成功し、大地主としての地位を築いていったのでしよう。いずれにせよ、張家の土地支配の背後には三陵の土地をめぐるの複雑な背景があるようです。

第三に、張家が漢軍旗人であったことの意味です。清朝の時代、張家は漢族でありながら、八旗の旗籍におかれていました。清末の奉天地方政界における実力者の経歴を見てみると、こうした漢軍旗人の戸籍を有した人が少なくありません。張榕の他にも、東三省総督趙爾巽、当時の省議会とも言える奉天諮議局の議長呉景濂、副議長袁金鎧、奉天諮議局から北京の資政院議員に選出された王玉泉などがその例です。清初以来、異民族王朝であった清朝が中国全土を支配していくなかで、漢族社会の事情に通じた漢軍旗人の果たした役割は重要でした。漢軍旗人は漢族と満族の狭間におかれ、ある時には漢族として、ある時には満族のような存在としてみなされてきました。一部の漢軍旗人にとって、こうしたかれらの二重のアイデンティティーは、時として、有力な武器であったのです。もっとも、清末以降、反満運動が激化するなかで、かれらの置かれた状況は大変厳しいものでした。

いずれにせよ、張家の人間が奉天地方社会で大きな影響力を有していたことは、かれらが漢軍旗人であったことと無縁ではないようです。

清末の時代、張家は清朝の官僚であってないような、地主であってないような、漢族であって満族であるようなといった存在でした。そうした曖昧模糊とした、「混沌」としたところに、清末以降、奉天地方社会において大富豪、大実力者として台頭していった張家の秘密があるようです。この点を探ることは、奉天の近代史研究にとって興味深いというだけではありません。そこには、清朝の支配機構、土地制度、民族の概念といった問題をめぐっての、中国史に関する重要な研究課題が隠されていると言えましょう。

二 漢軍旗人の歴史とその問題

浦廉一「漢軍(烏真超哈)に就いて」という論文は、清朝の漢軍旗人についてまとめた先駆的な研究ですが、そのなかに、「敬告漢軍及包衣旗人」という文章が引用されています。清末の革命家によって書かれたというこの文章には、当時の漢軍旗人のおかれた複雑で困難な状

況が良く示されています。それによれば、漢軍旗人は旗人としての身分を有しているものの、漢族出身であるがゆえに清朝支配層である満族からは疎まれ、他方、かれらは旗籍にあるために、漢族からも排斥されていました。つまり、この文章の作者は、漢軍旗人は帰属する民族もない、漢族と満族の狭間におかれたような存在であると論じています。実際、反清運動が激化し、満族の王朝である清朝が崩壊していくなかで、漢軍旗人のおかれた状況は大変厳しかったに違いありません。詳しいことは分かりませんが、辛亥革命後には、かつて旗人であったことを理由に、多くの漢軍の人々が満族とみなされたとい

います。それに対し、旧漢軍の多くの人々は自らの民族戸籍は漢族であると主張していききました。そうした事情のもとで、民国の時代、統計的に、満族人口は減少していったようです。それとは反対に、近年、中国では満族の人口が急速に増加しています。例えば、一九七二年には約二四三万人であった満族人口は、一九九〇年には約九八五万人にもなっています。これを、満族の自然増加と考えることはできません。その背景には、一人っ子政策の緩和や大学入試の制度などにみられる、少数民族に

対する政府の優遇政策といったものがあるでしょう。そうした優遇政策の恩恵に与かるために、漢族から満族へとその民族戸籍を変更する人々の動きが広がっているようです。恐らく、そうした人々の家の歴史を辿ると、その家がかつて満族と漢族の狭間におかれていた旧漢軍であるという場合が少なくないでしょう。ここで、中国史における民族の概念というものがその時々々の政治的、社会的な条件などに大きく規定されていたことが分かります。もっとも、最近の世界各地の民族問題というものを見れば、このことは決して不思議ではないかもしれせん。

では、そもそも、こうした漢軍旗人はどのようにして生まれてきたのでしょうか。十七世紀初期、清朝(當時は「後金」)が奉天・遼東の地に進出した頃、多くの明朝將兵やこの地域の有力者が清朝に投降しました。かれらは満族の政治・軍事・社会制度である八旗制のもとに組み込まれ、清朝の中国征服に協力していきます。清朝の八旗制度は満洲八旗、蒙古八旗、漢軍八旗からなっていました。つまり、かれら漢族は漢軍八旗に編成されたのです。(厳密に言うくと、満洲八旗のもとに奴隷的な存

在である「包衣」として組み込まれた漢族の人々も多くいました。しかし、やがて、漢軍とこうした「包衣」の区別はどれもはっきりしなくなってしまふ場合が多いようです。ここでは、とりあえず、こうした人々をすべて漢軍と呼ぶことにします。かれら漢軍は清朝の中国征服の主力部隊の一つとして大きな役割を果たしました。とりわけ、清朝にとって、漢軍が重火器の使用・製造に長じていたことは重要でした。漢軍のことを満洲語で「烏真超哈(音約)」と言いますが、これは「重軍」という意味だそうです。

満洲族の王朝である清朝が巨大な漢族社会を支配していくうえで、漢族社会の内部に通じた漢軍旗人の協力を得ることは是非とも必要でした。漢軍旗人は清朝と漢族社会との間の仲介者としての役割を果たしたのです。実際、清朝の中国征服後のしばらくは、中国各地に派遣された総督・巡撫もそのほとんどが漢軍の旗人でした。但し、時代も康熙年間になり、清朝の中国支配が一応安定してくると、漢軍旗人の政治の表舞台における活躍は目立たなくなってきました。科挙制度が再び機能し始めるなかで、清朝の行政も一般の漢族出身の官僚によって担わ

れていく部分が大きくなってきました。もっとも、その後も、漢族出身の旗人の一部は清朝の中核で引き続き重要な役割を果たしていきました。かれらの一部は清朝皇室との私的な繋がりを維持し、例えば、内務府などをもその活躍の場としていました。『紅樓夢』の作者である曹雪芹の実家である曹家の歴史などはその良い例です。清朝初期、曹家の祖先は遼東の地で清朝に投降し、旗籍に組み込まれました。曹雪芹の祖父と言われる曹寅は康熙帝の信任が厚く、南京で江寧織造(皇室のために織られる絹織物の工場の責任者)などを務め、皇帝のために各地の情報収集に当たったといえます。

清朝の中国支配が一応安定すると、その中国征服に協力した漢軍旗人の武装解除を如何に行うかということが、清朝にとって難しい問題となりました。康熙年間に起こった三藩の乱のことを考えれば、その点は良く分かると思います。これは、清朝の中国征服に協力した漢族の將軍である呉三桂、耿仲明、尚可喜がその武功により雲南、福建、広東に封ぜられたものの、その後、清朝が中国全土を中央集権的に掌握しようとする動きのなかで、呉三桂、耿精忠(耿仲明の孫)、尚之信(尚可喜の子)が清

朝に対し「反乱」を起こしたという事件です。漢軍旗人の武装解除を如何に凶るかという課題に対し、その一つの方策として、清朝は漢軍旗人の多くを遼東の地で帰農させるということを試みました。多くの漢軍旗人にとって、遼東の地はその故郷でした。実は、このことが奉天の近代史にとって後に重要な意味をもってくるのです。

既に、清初以来、清朝の故地である中国東北地域には清朝皇室や皇族の有する各種荘園、旗地などが展開していました。康熙年間の初期、さらに、清朝はこの地域に内務府官荘、盛京戸部官荘、同禮部官荘などの各種官荘、三陵の附属地などを設けました。これらの土地は清朝皇室が私的に有した土地と言えます。つまり、「国家財政」に対し、清朝の「帝室財政」に属した土地と言えましょう。これらの土地は後に「官地」と総称されることもあります。清朝は中国東北地域を八旗軍政の支配のもとにおき、これら各種官荘地や旗地の保護を図りました。そして、清朝の中国征服に協力した漢族出身の旗人、その子孫が、代々、これら各種官荘の土地を管理、耕作することになったのです。その中には、撤廢された旧三藩に属した漢軍旗人も数多く含まれていました。

このような事情から、清朝の時代、奉天には多くの漢軍旗人が居住しており、その多くは官荘地などの管理、耕作に従事していました。奉天の張家がどのような事情で漢軍に組み込まれたのかは明らかではありません。恐らく、清朝の初期、かれらの祖先は何らかの経緯で清朝に投降し、その後、三陵衙門に所属し、その附属地を管理するようになったのでしょう。そして、この三陵附属地を管理することを通じて、奉天地方社会において大きな影響力を獲得していったのでしょう。土地はあくまで清朝皇室の私的な財産であっても、実際にその土地を管理することで、張家をはじめとする一部の漢軍旗人が強大な在地支配力を獲得したであろうことは、十分想像できます。清末になると、さらに、こうした漢軍旗人の一部はその土地を自らのものとし、大地主としての地位を獲得する機会を得ていくのです。

三 官荘地・三陵附属地などの解体と その民有地化

清末以降、奉天の地に広く設けられていた清朝の各種官荘地、三陵附属地などは相次いで民間に払い下げられ

ていきました。これらの土地は民有地として再編され、そこに新たな地主が生まれていったのです。こうした官地の払い下げ事業は張作霖政権の時代になるとさらに大規模に進められました。満洲国の時代までに、これら官荘地、三陵附属地などはほとんど姿を消していたとも言われています。もっとも、この点は後述するように必ずしも正確ではありません。後に奉天の大地主と言われた、一部の旧漢軍旗人の家の歴史を考察する時、こうした官地の払い下げ問題を避けて通ることはできません。ここでは、次の二点に問題を絞って議論してみましよう。

まず、なぜ、清末の奉天地方政府、張作霖政権は旧官荘地、三陵附属地などを民間に払い下げたのでしょうか。恐らく、そこには財政的な理由があるでしょう。細かな数字は省略しますが、官地の払い下げにより、清末の奉天地方政府、張作霖政権は実に膨大な収入を得ることができました。逼迫する省の財政にとって、こうした官地の払い下げから得る収入は極めて魅力あるものでした。しかし、この点については一つ疑問が生じます。つまり、清朝の官僚によって組織された奉天地方政府が、なぜ、清朝皇室の私的な財産ともいえるような各種官荘を解体

する政策をとったのでしょうか。この点について断定的なことは何も答えられませんが、次のようなことは言えるでしょう。日露戦争後の一九〇七年、奉天、吉林、黒竜江の各省はそれまでの將軍による軍政支配から民政支配のもとにおかれることになり、奉天には東三省総督、東三省各省には巡撫が派遣されました。当時、東三省には日本とロシアによる侵略の危機が迫っていました。東三省を中国関内各省と同様な民政のもとにおくことにより、清朝はこの地が中国の不可分の領土であることを意思表示し、また、その内政の再建を図ったのだと理解されています。しかし、この点については、もう少し説明が必要です。既に、清朝の早い時期から、奉天省でも一部に州県が設けられ、八旗の管轄する旗衙門と州県を中心とする民衙門との間に、ある種の対抗的な関係が存在していました。清末の民政移行に伴い、この地域における州県制の整備が本格化するなかで、そうした旗衙門と民衙門との間の対抗的な関係が顕在化してきます。土地問題から見た場合、八旗の旗衙門は旗地、官荘、三陵附属地などを、民衙門は民地を管轄していました。民政移行のもとで、その権力を強化しつつあった省政府・州県

機構はその財源の拡大を図り、旗地、官荘地、三陵附属地などの土地を自己の管轄下に再編しようとしたのです。これにより、省政府には土地払い下げによる莫大な地価と土地税が流れ込んでくることとなります。既に、旗衙門にはこうした動きを阻止する力はありませんでした。皮肉にも、清朝の官僚自身の手により、清朝皇室の家産ともいえる官荘地、三陵附属地などの解体がまず進められていったのです。

では、どのような人々が官荘地、三陵附属地などの払い下げを受けて、その地主となっていったのでしょうか。すでにそこに展開している生産関係を維持しつつ、これらの土地の払い下げ・民有地化を行うとなれば、土地の実質的な占有者にその土地の権利を与えることがまず考えられました。例えば、各種官荘地などの場合、原則的に、その土地と耕作者を管理する荘頭に土地の払い下げを受ける権利が与えられました。既に説明したように、これら荘頭は漢軍に属し、その一部は各在地において「地主的」な存在であったと言えます。こうした荘頭の一部は広大な荘地の払い下げを受け、完全なる地主としての地位を獲得していきました。奉天省の大地主といわ

れた人々のなかに、かつて官荘の荘頭であった漢軍旗人が少なくなかったというこの背景には、こうした事情があります。綏中県所在の旧錦州官荘の荘頭であった凌雲閣、遼陽所在の内務府官荘の荘頭であった田雨公などは、そうした大地主の例です。

張家の場合を考えるために、ここでは三陵の土地について見てみましょう。清朝の時代、清朝の始祖が生まれたとされる長白山（現在の吉林省と朝鮮との境に位置する）から吉林省東南部を通り、奉天近郊の昭陵にいたるまで、巨大なエネルギーである「龍気」の通う道筋が走っていると考えられていました。この龍気は清朝を支えるエネルギーであり、この龍気の道筋が「龍脈」と呼ばれました。つまり、これは風水の思想です。龍脈は清朝により手厚く保護され、そこに各種の「封禁地」が設けられ、一般人民がそこに立ち入り、狩猟・耕作などを行うことは固く禁じられていました。三陵衙門などがこうした龍脈、各種封禁地の保護に当たりました。後に張家の所有したといわれる土地が展開していた奉天、撫順、西豊、興京、樺甸などの地域は、こうした龍脈の上にあります。ここで、一つの仮説が成り立ちます。つまり、

張家はかつて三陵の官員として管理していたこれらの龍脈の走っている土地、各種封禁地を、その払い下げの機会に乗じて、自らのものとしてしまったのではないかという事です。つまり、清末以降、奉天屈指の大地主と言われた張家の所有した土地は、元々、清朝の家産であった可能性があります。もしそうであるとすれば、ここに、一つの皮肉な事実があります。張家の息子である張榕は奉天における反清運動の指導者でした。張家の財産はそうした張榕の政治活動を支える重要な役割を果たしました。しかし、そうした張家の財産とは、実は、清朝の私的な財産に由来するものだったのでした。

では、こうした三陵附属地は実際にどのようにして張家のものに払い下げられていったのでしょうか。ここに一つの難しい問題があります。それは、奉天の有力者が如何に旧官荘地、三陵附属地などの払い下げを受け、地主としての地位を獲得していったかという点を文献史料から明らかにすることは容易ではありません。そうした土地の払い下げについては、その内容を示す史料が残されていたとしても、そこに偽名や団体の名前が残されていることが多く、実際には、土地の払い下げの実態が分

からなくなっていることが普通です。但し、幸運なことに、張家の場合、遼寧省檔案館に所蔵されている檔案史料のなかに、張家と旧三陵の土地との関係を具体的に示す文書がいくつか残されています。そこで、次に、こうした史料を用いて、張家と旧三陵の土地との関係を考えてみましょう。

四 張家と三陵附属地との関係

辛亥革命はある意味で中途半端な結果の革命でした。民国政府が清朝に与えた「優待条項」により、清朝皇室は革命後も各国君主と同じように遇されるといふ約束を得、引き継ぎ、北京の紫禁城内に住むことを許されました。旧清朝皇室はなお一定の権威を有したのです。その後の中国政治の動きのなかで、このことはかなり重要な意味をもってきます。さて、ここで確認しておきたい点は、この「優待条項」により、奉天などの地に設けられていた各種官荘地などの土地は旧清朝皇室の家産とみなされ、その私有が認められたことです。つまり、旧清朝皇室は奉天などの地域においてはなお巨大な地主であったのです。しかし、その後、張作霖政権は様々な手段を

駆使し、それらの土地を民間に払い下げ、その権利を旧清朝皇室の手から奪っていきまされた。既に、旧清朝皇室にはこうした動きを阻止する政治的な力は有りませんでしたが。満洲国の時代にまとめられた各種報告書などを読むと、既に、一九三〇年代にはこうした旧官荘地などの旧清朝皇室の家産はほぼ姿を消していたと書かれています。但し、例えば、満洲国に臨時土地制度調査会という機関がありました、その秘密幹事会の議事録などを読むと、事実上は少し違うことが分かります。つまり、満洲国の時代になっても、まだ、旧清朝皇室の家産と考えられる土地はかなり存在していたのです。満洲国政府は旧清朝皇室の土地財産のほとんどは既に存在しないと断言してしまふことにより、満洲国皇室の私的財産をめぐって将来生じるであろう厄介な問題をあらかじめ回避しようとしていたのです。

そこで、辛亥革命後、旧清朝皇室の家産とされた土地の整理はそう簡単には進まなかったということが考えられます。旧清朝皇室も積極的に土地の払い下げには応じなかったでしょう。また、何より、払い下げの対象となる土地の権利関係が多くの場合複雑でした。例えば、

その土地を管理した荘頭と耕作に従事した壮丁や佃戸との間には、土地をめぐる複雑で重層的な関係が展開していました。また、清朝の時代の禁令を無視して、その土地が既に第三者に売却、あるいは、貸し出されている場合もありました。様々な人間の利害が交錯するなかで、重層的な土地権利関係を整理し、ただ一人の権利者に土地を払い下げていくということは、決して容易でなかったと想像できます。つまり、旧官荘地や三陵附属地の多くが、かつてのその土地の管理者である荘頭や三陵官員のもとに払い下げられたとしても、その過程でどのような問題が生じたのかという点に着目する必要があります。ここで問題となっている張家の場合にも、辛亥革命後、結局は三陵の多くの土地を自らのものとすることに成功したと推測できますが、その過程で如何なる問題が起こったかという点が重要です。そこから、張家と旧清朝皇室、張家と奉天地方政府との間の関係などが明らかになってくるでしょう。そこで、ここでは、先程紹介した遼寧省檔案館所蔵の史料から、張家と三陵附属地との関わりについて、二つの事例をとりあげてみてみましょう。

① 昭陵審柴官甸地に関する事件

清朝の時代、昭陵(太宗の陵墓)の附属地で、審柴官甸地とよばれた土地が奉天の西北近郊に展開していった。この土地は、元々、昭陵の甌瓦を製造するための柴薪・審土を採取し、審場を設置するために設けられ、その面積は三万畝以上にもなりました。当時、この地域の農家の平均的な耕地面積が二〇―三〇畝であったと言いますから、この土地の広さが分かります。清末時、この土地は既に三陵所属の官員・壮丁によって占有され、かれらは三陵衙門に一定の租を納入していました。史料によれば、この土地のうち、合わせて二千畝以上を占有していた人物が張榕と張煥柏の兄弟であり、この張家が審柴官甸地の土地と壮丁の多くを實質的に支配していました。民国の初頭、この土地が民間に払い下げられることになった際、一つの問題が起りました。それは、張家の占有した部分を中心として、かなりの面積の土地が日本人に貸与されていたことが判明したことです。張作霖政権は、これが實質的に日本人への土地売却であると判断し、その土地を接収しました。当時、張作霖政権は外国人への土地売却を禁じていました。つまり、一つの事件の記録として、この史料は、清朝の時代において、張

家が三陵附属地を實質的に支配していたこと、さらに、民国期、日本人への土地貸出が発覚したことにより、張家はその土地の払い下げを受けることに失敗していったことを示しているのです。恐らく、こうした問題が起らなければ、その土地はそのまま張家に払い下げられたでしょう。この審柴官甸地の払い下げの事例が例外的な事件の記録として残されていることを考えると、他の三陵附属地の場合、張家は多くの土地の払い下げを受けることに成功していったと考えられます。

② 昭陵餘地に関する事件

昭陵審柴官甸地と同じく、奉天市の北側に昭陵余地という昭陵の附属地が展開していました。その面積は約一四〇平方キロメートル以上にもなるといふ広大なものでした。辛亥革命後、この土地の権利をめぐる一つの興味深い事件が起りました。その事件に関する史料のなかに、やはり、張煥柏の名前が記録されています。この事件の内容は実に複雑なものです。概略は次のようなものでした。辛亥革命後、奉天都督趙爾巽、奉天塩運使周肇祥らを中心とする数名の奉天地方政府高官は広大な面積の昭陵余地の存在に目を付け、偽名を用いて「薄豊

農場公司」という会社を設立し、清朝皇室からその土地を借受けました。趙爾巽らは官界に身がありながら民間人を装い、この土地の権利を獲得しようとしたのです。

しかし、その後、奉天政界で実権を確立した張作霖が趙爾巽らの行為を摘発します。そこで、趙爾巽らは旧清朝皇室から借り受けていた昭陵餘地に関する権利を日本人の榊原政雄という人物に転売してしまい、ここに「榊原農場」という農場が設立されました。榊原の旧昭陵余地の権利獲得には日本の満鉄、関東軍の深い関与があったようです。しかし、張作霖政権はこの榊原農場の土地を中国側に回収することを試みました。その過程で、一九一五年、旧薄豊農場会社の株主代表である張煥柏らと榊原政雄の代理人細梅三郎（当時の衆議院議員）との間で榊原農場の土地を中国側に返還するための交渉が行われました。この時、張煥柏は薄豊農場の利害を代表とする人物として、旧昭陵余地の問題に介入してきたのです。交渉の結果、榊原農場の大部分の土地の権利は張煥柏の管理のもとに一度戻されることになり、その後、これらの土地の権利は奉天省政府の手に移り、そこから土地は民間に払い下げられていったようです。これ以上の説明

は省略しますが、この榊原農場の問題はその後も日中間の係争事件として残っていきます。いづれにせよ、清朝の時代、張家は昭陵余地に対し相当の権利を有していたと考えられ、また、辛亥革命後、張煥柏はこの土地をめぐる係争事件に深く関わっていました。

以上の二例は、清末以降の三陵附属地の解体過程のなかで、張家がその土地を自らのものとしていったことを直接的に示すものではありません。しかし、これらの史料から、張家が広大な面積の三陵附属地、その耕作者である壮丁・佃戸を各在地において支配していたことを確認できます。三陵附属地は清朝皇室の家産であり、張家の財産ではなかったにもかかわらず、張家は、昭陵審案官甸地の場合には、その在地支配力を背景に土地を自らの手で処分してしまうことを試み、昭陵余地の場合には、その土地の権利者代表として、一方の土地権利者（この場合は日本人の榊原政雄）との交渉に当たる役割を務め、そこから多くの利益を得ていたのです。旧清朝皇室、張作霖政権が三陵附属地の解体・整理に関して様々な交渉を進めていくうえで、こうした張家の持つ在地的な影響力は時として大きな障害となり、また、ある時は、その

協力を得ることが必要だったでしょう。そうした立場を利用しながら、張家はかつて自らを管理していた三陵附属地の払い下げを機会あるごとに受け、或いは、そのまま自らの土地としてしまい、その所有地を拡大していったものと考えられます。清朝の初期、張家は漢族でありながら旗籍に置かれ、清朝皇室のために三陵附属地の管理を行うことをその任としました。やがて、清末以降、そのことがこの家に莫大な土地財産をもたらすことになったのです。

五 まとめに代えて

ここまで、旧奉天省の有力者であった張家に焦点を当てて話を進めてきました。清末以降、この張家からは張榕、張煥柏、張煥相といった奉天政界の実力者が生まれてきました。先にも述べたように、清朝の時代、この張家は官僚の家であってないような、地主の家であってないような、漢族であって満族であるようなという存在でした。張煥柏などは政界の「黒幕」的な存在であったようです。本講座のタイトルを使えば、実に、「混沌」とした世界がそこに展開しているように見えます。しかし、

漢軍旗人の歴史、その漢軍旗人と官荘地・三陵附属地などの関係といった視点から張家の歴史をとらえてみると、そこに、それほど理解困難な問題があるわけではありません。むしろ、張家の歴史は、中国史における「民族」、「土地所有」、「官僚機構」といった問題について、私たちがより多面的な理解を進めていくための具体的な材料を提供していると言えます。この点についてさらに考察を進めていくことが、私の今後の課題です。今回は、張家の歴史から上述のような興味ある問題が見えてきたことを確認し、ここでの話を終えることにします。

〔付記〕本稿は一橋大学春期公開講座「アジアの混沌と秩序」での講義の内容を文章にしたものであり、そのため、細かな註を付けるという作業を省略しました。個々の論点については、参考に示した他の研究や拙稿などを参照して下さい。

参考

(1) 秦誠至「辛亥革命与張榕」中国人民政治協商會議—全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第五

- 集』(文史資料出版社、一九八一年)
- (2) 細谷良夫「マンジュ・グルンと『満洲国』」『シリーズ世界史への問い 8 歴史のなかの地域』(岩波書店、一九九〇年)
- (3) 浦廉一「漢軍(烏真超哈)に就いて」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』(弘文堂、昭和五年)
- (4) 拙稿「旧奉天省撫順の有力者張家について」『一橋論

- 叢』第一〇二巻六号、一九八九年
- (5) 拙稿「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ」『東洋史研究』第五三巻三号、平成六年
- (6) 拙稿「近代東三省社会の変動」『アジアから考える周縁からの歴史』(東京大学出版会、一九九四年)
- (一橋大学教授)